

認証・監査手数料の額及び支払い期日・方法（10条～12条関係）

I. 認証及び変更認証 手数料

1 認証手数料

- (1) 基本額 生産者数が1では場数が5以下の場合 29,080円とする。
(2) 加算額 生産者数が1を超える場合は、超過人数1毎に1,600円を基本額に加算する。
ほ場数が5を超える場合は、超過ほ場数1毎に700円を基本額に加算する。

2 変更認証手数料（対応表参照）

- (1) 基本額 変更対象生産者数が1で、ほ場数が5以下の場合 13,580円とする。
実地調査を行わない書類審査のみの場合は 7,120円とする。
ほ場以外の認証事項の変更についての変更調査については、基本額とする。
次の場合は、変更手数料を免除できるものとする。
・年次監査と同一日程で審査及び調査することが適当と判断した場合。
・ほ場及び施設等の登録を廃止した場合。
・生産行程管理者等の登録を廃止した場合。
・生産行程管理規程等、規程類の変更または、改訂の場合。
- (2) 加算額 変更対象生産者数が1を超える場合は、超過人数1毎に1,600円を基本額に加算する。
変更対象ほ場数が5を超える場合は、超過ほ場数1毎に700円を基本額に加算する。

3 支払い期日および支払い方法

申請者は認証申請書（認証変更申請書を含む）受理後に、手数料の請求があった日から14日以内に、請求金額を納入すること。
尚、請求日については、判定員の判定日とし、認証書の送付については、納入金額確認後、送付することとする。

II. 監査手数料

1 監査手数料

- (1) 基本額 生産者数が1では場数が5以下の場合 16,680円とする。
(2) 加算額 生産者数が1を超える場合は、超過人数1毎に1,600円を基本額に加算する。
ほ場数が5を超える場合は、超過ほ場数1毎に700円を基本額に加算する。

2 支払い期日及び支払い方法

監査実施後、手数料の請求があった日から14日以内に、請求金額を納入すること。
尚、請求日については、判定員の判定日とし、認証書の送付については、納入金額確認後、送付することとする。

III. その他の費用

以下に示すものは費用を徴収しない。

- 1 鶴岡市が実施する生産行程管理者及び格付担当者に対する講習会費用
- 2 認証書の再交付に関する費用
- 3 実地調査及び監査、または緊急に実施する監査における再調査費用並びに無通告調査費用
- 4 クレーム処理規程に規定する緊急監査費用並びに情報提供等に基づく緊急監査費用
- 5 財務諸表等の閲覧に関する手数料